



うまい話しにご用心



私たち誰でも日常的に被害にあう可能性があります。悪質商法に引っ掛からないように、いくつかの事例を紹介します。

開運商法

「あなたのお悩みを解決します」と雑誌や新聞の折り込みチラシで勧誘してきます。「このままでは不幸になる」「身につけるだけで運気が上がる」「先祖の供養が必要だ」などと不安をあおることを言って、「開運」「ご利益」に関する高額な商品・サービスを勧めます。被害が多い商品は、パワーストーン・壺・印鑑・数珠などです。

心の不安につけ込んで高額な契約をさせる手口です。「お金を払ったら救われる」ということはありません。雑誌などに掲載された商品広告のうたい文句にまどわされず、商品を理解した上で購入してください。

利殖商法

「値上がりします」「今が買うチャンスです」「必ずもうかる」などと、ダイレクトメールや電話で勧誘してきます。その後、複数業者が登場し、「高値で買い取る」と電話が入ります。消費者にお金を支払わせるために、あの手この手で勧誘することから、「劇場型」と呼ばれます。被害が多い商品は、未公開株・社債・分譲マンションなどです。

一度お金を支払ってしまうと返金が困難となることがほとんどです。安易な「もうけ話」には、「絶対に耳をかさない、手をださない」という強い気持ちが必要です。

点検商法

「点検に来た」「無料で点検する」と言って家に上がり込み、「布団にダニがいる」「工事をしないと家が危険」などと「うそ」のセールストークで不安をあおり、契約の決心をさせます。被害が多い商品は、浄水器・耐震補強工事・シロアリ駆除などです。

訪問販売は、勧誘の時点で何の勧誘に来たかを説明する義務があります。また、契約を断られた場合は、再度勧誘をすることは禁止されています。できれば、玄関のドアを開けずにインターフォンやドア越しで対応した方が断りやすく安全です。

内職商法

新聞の折り込みチラシやインターネットから、「一日数時間で月20万円以上の高収入」「空いた時間でお小遣い稼ぎ」などと言ったキャッチフレーズで勧誘します。「仕事に使うパソコンを購入する必要がある」と高額なセットを買わされます。不況の中で家計を助けようという主婦や、自宅を空けられない在宅者を勧誘してきます。

簡単に高収入が得られる仕事なんてありません。仕事の内容や報酬の条件を確認してください。疑問が残る場合は止めた方が賢明です。また、仕事をする前に高額な機材や教材が必要だということは要注意です。

海外宝くじ商法

海外の宝くじなんて申し込んでないのに、ケタ違いの数十億円に、「当選している」「当選が確実」「候補に選ばれた。手数料2千円をクレジットカードで簡単支払い」などと書かれたダイレクトメールが届き、手数料と称してお金を請求してきます。これくらいの金額と思って支払うと次々に要求されます。

日本国内で海外の宝くじの「販売」や「取り次ぎ」「受け渡し」は禁止されています。申し込むと個人情報もれて、同業他社から沢山のダイレクトメールがきてしまいます。返金はまず望めません。ダイレクトメールは捨てて無視してください。

振り込め詐欺

基本的にターゲットは高齢者ですが、最近は、夫の振りをして主婦をだますなどの手口も巧妙です。「お宅のご主人が事故を起こしました」「お宅のお子さんの滞納している家賃を払え」「還付金を受け取れる」などです。

振り込んでしまったら、ほぼお金は戻ってきません。バイク便や代理人と称して自宅へ取りに、定型小包郵便物による送付などを指定してきます。動揺しないで、慌てないでお金を振り込む前に、配偶者・子供・親戚などに連絡を取り、事実かどうか確認と相談してください。

送りつけ商法

ある日突然、自宅に注文もしていないのに書籍、カニなどの商品が届き、請求書が入っていたり、あるいは代金引換郵便で届いたりもします。家族に聞いたら、誰も注文していないと言う。商品送付の前に、勧誘電話がある場合もあります。

頼みもしない商品を送りつける行為は、業者からの一方的な契約の申し込みであり、承諾しなければ契約は成立していません。届いた商品は14日間（商品の引き取りを業者に申し出た場合は7日間）が過ぎれば自由に処分できます。

架空・不当請求

パソコンで無料のアダルトサイトを見ていたら「登録完了。3日以内に7万円を支払うように」と請求された。「未納料金について契約会社から民事訴訟が起こされていますので連絡ください」と書かれた、はがきが届いた。でも代金を未納にしたことはなく心当たりがない。請求手段も電子メール・はがき・封書といろいろ使われます。

パソコンや携帯電話などで申し込む場合は、契約内容の「再確認」と「訂正」の画面構成になっていなければ、申し込みの無効が主張できます。根拠のない請求書は無視して様子をみてください。

社会が少子・高齢化に入り、さまざまな消費者被害、消費者トラブルが増加しています。被害やトラブルは、量的に増加してきただけでなく、その内容は**ますます悪質・巧妙化**してきています。人の善意や不安、弱みや小さい隠れた欲望につけこまれる形で被害が拡大しています。

たとえば、高齢者を狙ったリフォーム商法などの悪質商法は、高齢者の善意につけこんだ商法です。また、将来への不安をあおって投資を勧誘したりする悪質商法もあります。

こうした、被害は高齢者のみにとどまらず、若者・主婦・働き盛りの男性もそのターゲットになっています。それだけに、**私たち誰でもが日常的に被害に遭う可能性があり**、そうした悪質商法に引っ掛からないように、**自らを守る**ことが求められます。

そして、被害を受けた場合は、**自らの力で回復**できるように、**交渉力を身につける**ことが望まれています。

地域社会の一員として悪質商法を許さない姿勢を持ちながら、私たち自身も「**自立した消費者**」になることが大切です。

被害にあわないための注意点

- ◆その場では契約せずに、本当に必要か冷静になって考えましょう
- ◆家族や知人、消費生活相談室などに相談しましょう
- ◆必要がなければ、ハッキリと断りましょう

困ったときは消費生活相談室にご相談ください

火曜日・金曜日（電話・来庁） 午前10時～午後12時

午後 1時～午後 3時

電話番号 049-258-0019（内線292）

